

資料編

I. 建設業の許可と建設工事の種類

建設業の許可	
大臣許可と知事許可	2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可
	1つの都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む者は知事許可
許可の区分 (一般建設業と特定建設業)	一般建設業の許可業者は、発注者から直接受注した工事について、総額4,000万円(建築一式工事：6,000万円)以上の下請契約を締結することはできません。
建設工事の種類	29業種 土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、法第3条の規定に基づき、上記29建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。
軽微な建設工事	建築一式工事では、工事1件の請負代金の額が1,500万円未満 ^{注)} の工事又は延べ面積が150m ² 未満の木造住宅工事 その他の建設工事では、工事1件の請負代金の額が500万円未満 ^{注)} の工事
許可の有効期間	許可の有効期間は、5年間 許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

注) 注文者が材料を支給する場合には、請負代金に支給材料の市場価格(運送賃含む)を加えた額で判断します。

II. 営業所専任技術者・現場技術者(主任技術者・監理技術者)となるための要件

要件																					
主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者	1) 下記の実務経験を有する者 <table border="0"> <tr> <td>①高等学校の指定学科卒業後</td> <td>5年以上</td> </tr> <tr> <td>②専門学校(指定学科)卒業後</td> <td>5年以上</td> </tr> <tr> <td>③高等専門学校の指定学科卒業後</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>④専門学校(専門士又は高度専門士)の指定学科卒業後</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>⑤短期大学の指定学科卒業後</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>⑥大学の指定学科卒業後</td> <td>3年以上</td> </tr> <tr> <td>⑦上記①～⑥以外の学歴の場合</td> <td>10年以上</td> </tr> </table> 2) 国土交通大臣認定者 <table border="0"> <tr> <td>①実務経験者</td> <td>Ⅲ. 主任技術者となりうる国家資格^{※1}等参照</td> </tr> <tr> <td>②1級及び2級国家資格者等</td> <td>Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格^{※1}等参照</td> </tr> <tr> <td>③登録基幹技能者</td> <td>Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格^{※1}等参照</td> </tr> </table>	①高等学校の指定学科卒業後	5年以上	②専門学校(指定学科)卒業後	5年以上	③高等専門学校の指定学科卒業後	3年以上	④専門学校(専門士又は高度専門士)の指定学科卒業後	3年以上	⑤短期大学の指定学科卒業後	3年以上	⑥大学の指定学科卒業後	3年以上	⑦上記①～⑥以外の学歴の場合	10年以上	①実務経験者	Ⅲ. 主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照	②1級及び2級国家資格者等	Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照	③登録基幹技能者	Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照
①高等学校の指定学科卒業後	5年以上																				
②専門学校(指定学科)卒業後	5年以上																				
③高等専門学校の指定学科卒業後	3年以上																				
④専門学校(専門士又は高度専門士)の指定学科卒業後	3年以上																				
⑤短期大学の指定学科卒業後	3年以上																				
⑥大学の指定学科卒業後	3年以上																				
⑦上記①～⑥以外の学歴の場合	10年以上																				
①実務経験者	Ⅲ. 主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照																				
②1級及び2級国家資格者等	Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照																				
③登録基幹技能者	Ⅳ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格 ^{※1} 等参照																				
監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者	^{※3} 指定建設業以外 <table border="0"> <tr> <td>1) 1級国家資格者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円以上^{※2}である工事に関して、2年以上指導監督的な実務経験を有する者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 1) 又は2) と同等以上の能力を有すると認められる者</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1級国家資格者		2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円以上 ^{※2} である工事に関して、2年以上指導監督的な実務経験を有する者		3) 1) 又は2) と同等以上の能力を有すると認められる者															
	1) 1級国家資格者																				
2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円以上 ^{※2} である工事に関して、2年以上指導監督的な実務経験を有する者																					
3) 1) 又は2) と同等以上の能力を有すると認められる者																					
指定建設業	<table border="0"> <tr> <td>1) 1級国家資格者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 1) と同等以上の能力を有すると認められる者</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">→国土交通大臣特別認定者(建設省告示第128号(平成元年1月30日)の対象者)</td> </tr> </table>	1) 1級国家資格者		2) 1) と同等以上の能力を有すると認められる者		→国土交通大臣特別認定者(建設省告示第128号(平成元年1月30日)の対象者)															
1) 1級国家資格者																					
2) 1) と同等以上の能力を有すると認められる者																					
→国土交通大臣特別認定者(建設省告示第128号(平成元年1月30日)の対象者)																					

※1 国家資格：Ⅲ、「主任技術者となりうる国家資格等」およびⅣ、「監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等」を参照してください。

※2 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。(※なお、昭和59年10月1日以前に請負代金額1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日以前に請負代金額3,000万円以上の建設工事に関して積まれた実務経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができます。)

※3 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の7業種をいいます。

【指定学科】（規則第1条）

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業、建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科

Ⅲ. 主任技術者となりうる国家資格等（規則第7条の3第1項第2号）

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
屋根工事業	1. 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
しゅんせつ工事業	1. 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
ガラス工事業	1. 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
防水工事業	1. 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
熱絶縁工事業	1. 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
水道施設工事業	1. 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し8年以上の実務経験を有する者

資料編

IV. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等（1）

(法第7条第1項第2号、第15条第1項第2号、規則第7条の3第1項第2号)

資格区分	証明書等	資格等の種類	建設業の種類			
			土木	建築		
建設業法「技術検定」	合格証明書	1級建設機械施工技士	◎			
		2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	○			
		1級土木施工管理技士	◎			
		2級土木施工管理技士	種別	土木	○	
				鋼構造物塗装		
				薬液注入		
		1級建築施工管理技士		◎		
		2級建築施工管理技士	種別	建築		○
				躯体		
				仕上げ		
		1級電気工事施工管理技士				
		2級電気工事施工管理技士				
		1級電気通信工事施工管理技士				
		2級電気通信工事施工管理技士				
		1級管工事施工管理技士				
		2級管工事施工管理技士				
1級造園工事施工管理技士						
2級造園工事施工管理技士						
建築士法「建築士試験」	免許証	1級建築士		◎		
		2級建築士		○		
		木造建築士				
技術士法「技術士試験」	登録証	建設・総合技術監理(建設)	◎			
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	◎			
		農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	◎			
		電気電子・総合技術監理(電気電子)				
		機械・総合技術監理(機械)				
		機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)				
		上下水道・総合技術監理(上下水道)				
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)				
		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎			
		森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)				
		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎			
		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)				
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)				
衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)						
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	第1種電気工事士				
		第2種電気工事士				
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者(第1種～第3種)	実務経験※1	3年		
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験」	資格者証	電気通信主任技術者		5年		
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免状	給水装置工事主任技術者		5年		
消防法「消防設備士試験」	免状	甲種消防設備士		1年		
		乙種消防設備士				
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	建築大工				
		型枠施工				
		左官				
		とび・とび工				
		コンクリート圧送施工				
		ウェルポイント施工				
		冷凍空調調和機器施工/空調調和設備配管				
		給排水衛生設備配管				
		配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工				
		建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)				
		タイル張り・タイル張り工				
		築炉・築炉工/れんが積み(H23廃止資格)				
		ブロック建築・ブロック建築工/コンクリート積みブロック施工(H23廃止資格)				
		石工・石材施工・石積み				
		鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐				
		鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)				

※2・・・令和3年3月31日までは、平成28年5月31日時点で「とび・土工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事業」の技術者として認められます。
 ※3・・・令和3年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。
 技術士合格者については、平成28年度以降合格者も、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。
 ※4・・・表中の「実務経験」は、合格後の当該建設工事業における実務経験をいいます。

資料編

IV. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等（2）

（法第7条第1項第2号、第15条第1項第2号、規則第7条の3第1項第2号）

資格区分	証明書等	資格等の種類	建設業の種類	
			土木	建築
職業能力開発促進法「技能検定」 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は、実務経験1年以上を要する。	合格証書	工場板金		
		建築板金・板金（選択科目「建築板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）		
		板金・板金工・打出し板金		
		かわらぶき／スレート施工（H21廃止資格）		
		ガラス施工		
		塗装・木工塗装・木工塗装工		
		建築塗装・建築塗装工		
		金属塗装・金属塗装工		
		噴霧塗装		
		路面標示施工		
		畳製作・畳工		
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工／表装・表具・表具工		
		熱絶縁施工		
		建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）／カーテンウォール施工／サッシ施工		
		造園		
		防水施工		
		さく井		
登録基幹技能者講習 単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められるものとし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。 ★ 平成30年3月31日以前の講習修了証では主任技術者の要件を満たしていることを確認できない講習	講習修了証	登録電気工事基幹技能者		
		登録橋梁基幹技能者 ★		
		登録造園基幹技能者		
		登録コンクリート圧送基幹技能者		
		登録防水基幹技能者		
		登録トンネル基幹技能者 ★		
		登録建設塗装基幹技能者		
		登録左官基幹技能者		
		登録機械土工基幹技能者		
		登録海上起重基幹技能者 ★		
		登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者		
		登録鉄筋基幹技能者		
		登録圧接基幹技能者		
		登録型枠基幹技能者		
		登録配管基幹技能者		
		登録鳶・土工基幹技能者		
		登録切断穿孔基幹技能者		
		登録内装仕上工事基幹技能者		
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者		
		登録エクステリア基幹技能者		
		登録建築板金基幹技能者		
		登録外壁仕上基幹技能者 ★		
		登録ダクト基幹技能者		
		登録保温保冷基幹技能者		
		登録グラウト基幹技能者		
		登録冷凍空調基幹技能者		
		登録運動施設基幹技能者		
		登録基礎工基幹技能者		
		登録タイル張り基幹技能者		
		登録標識・路面標示基幹技能者 ★		
登録消火設備基幹技能者				
登録建築大工基幹技能者				
登録硝子工事基幹技能者				
登録ALC基幹技能者				
登録土工基幹技能者				
その他（民間資格等）	地すべり防止工事事	実務経験 ^{※4}	1年	
	基礎施工士（基礎ぐい工事）			
	建築設備士	実務経験 ^{※4}	1年	
	計装士		1年	
	解体工事施工士			

※2・・・令和3年3月31日までは、平成28年5月31日時点で「とび・土工事業」技術者の要件を満たす者も「解体工事」の技術者として認められます。

※3・・・令和3年4月1日以降は、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。技術士合格者については、平成28年度以降合格者も、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

※4・・・表中の「実務経験」は、合格後の当該建設工事における実務経験をいいます。

